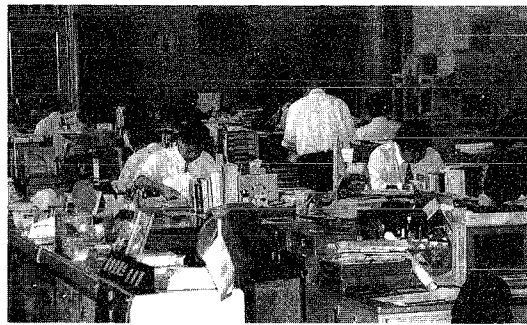


7月1日からスタートします!

情報公開制度・個人情報保護制度

村民の皆さんが村に対して、情報の公開を求め、権利を保障する「情報公開制度」と村民の皆さんのプライバシーの権利を保障する「個人情報保護制度」が7月1日よりスタートします。



▲開かれた行政をめざして

村では、村づくりや教育、消費生活に関する情報など村民の皆さんの生活に密着した情報をもっています。これらの情報を村民の皆さんに知っていただき、村政への理解を深めながら、皆さんの声を村政に反映していきたいと考えております。

情報公開制度

消費生活に関する情報など村民の皆さんの生活に密着した情報をもっています。これらの情報を村民の皆さんに知っていただき、村政への理解を深めながら、皆さんの声を村政に反映していきたいと考えております。

請求できる人

- 村内に住所のある人
- 村内に事務所や事業所のある個人、法人、団体
- 村内の事務所や事業所に勤務している人
- 村内の学校に在学している人
- 村の行う事業に利害関係のある人

対象となる情報
平成10年7月1日以後に新たに作成・取得された文章、図画、写真、磁気テープ等から出力されたもので、決裁等の手続きが終了し村長、議会、教育委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会が管理している情報です。

● 村の意志形成過程に関する情報
● 国等との協力関係に関する情報
● 取締り、交渉の方針、村の人事、入札などに関する情報

公開しないことができる情報

個人情報については、皆さんのプライバシーを保護するため、原則として公開しません。また、公開することにより、法人等の正当な利益を著しく損なうおそれのあるものや村政の適切な執行ができなくなるおそれのある情報もありますので、次のような情報は、公開しないことがあります。

今まで公開されていなかったもの

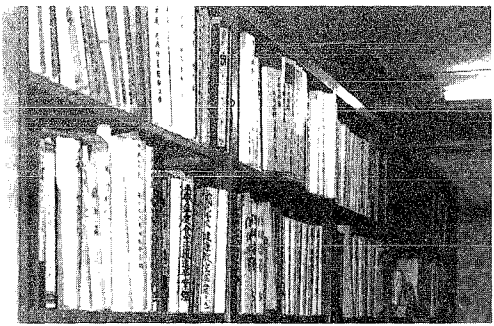
法令や条例などにより閲覧などの手続きが定められているもの、あるいは、図書館などで閲覧や貸出しが行われているものは、情報公開制度により、閲覧などができます。

個人情報保護制度

村には、村民の皆さんの年取、学歴、疾病歴、家族構成などについての個人的な情報（個人情報）があります。

これらは、皆さんの安全、健康、福祉を保持するための基礎資料として大切なものです。

また、個人情報は、皆さんのプライバシーに係わる情報です。プライバシーは、個人の自由や平等といった基本的人権と密接な関連をもっていますので、今日のような情報



▲書庫には整理された多くの書類があります

- 行政目的の達成に必要な最小限のものを収集します。
- 思想、信条、宗教、法令等に定めがある場合などを除き、収集しません。
- 収集の目的を明らかにし、原則として本人から直接収集します。
- 正しい最新なものとし、漏えい、改ざん、破損、滅失を防止します。

個人情報の取扱いについて

化社会においては、漏えいの防止など、プライバシーの保護が重要な課題となっております。

失その他の事故を防止します。

★村が個人情報を収集するときは

閲覧などの権利を保障

- 自分の個人情報を知りたいときは、閲覧または写しの交付の請求をしてください。
- 自分の個人情報について、事実の記載に誤りがあると

請求の方法

これは、訂正、追加、削除の請求をしてください。

共通制度

決定に不服がある時
情報公開制度における非公開、個人情報保護制度における非開示などの村の決定に対しては、不服申立ができます。

